

●香川県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年8月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成26年8月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粟井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町甲2592番7地 先から 観音寺市観音寺町甲2597番1地 先まで	前	7.7~15.7	80	交通安全施設整備事業による交差点改良
観音寺市観音寺町甲2592番7地 先から 観音寺市観音寺町甲2595番3地 先まで	後	17.0~45.5	60	